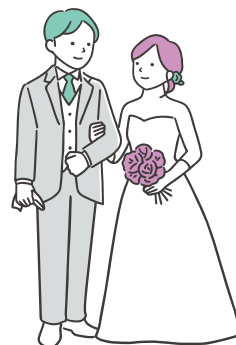


給付金

入会後6か月以上経過後に、お祝いごとなどが生じたときは、次のような給付金を支給します。自己申請による手続きとなりますので、ご注意ください。



給付事由の発生

入会後6か月以上経過後に発生した給付事由が対象

給付金申請書提出

(エンジョイライフなかの窓口にて)

給付事由の発生した日から1年以内に申請

書類審査

(エンジョイライフなかの窓口にて)

給付金の受取

原則として窓口受領となります。

給付内容と申請条件など

各種給付金の給付内容や申請条件などを表にして次ページに掲載していますので、そちらをご参照ください。

申請者

■祝金・見舞金の申請者

- ▶ 給付金の申請者は**会員本人**です。
- ▶ ただし、会員本人がエンジョイライフなかの窓口へ来ることが難しい場合や、事業所の福利厚生担当者などが代わりに手続きする場合は、申請を代理申請者に委任することができます。
※代理申請者に委任する場合は、利用ガイドP.42～43の記入例をご参照のうえ、申請書に必要事項をご記入ください。
※代理申請者は身分証明書と印鑑をお持ちください。

■弔慰金の申請者

- ▶ 会員本人の家族が死亡した場合は、申請者は**会員本人**です。
※家族が別居していても死亡弔慰金の対象となります。
- ▶ 会員本人が死亡した場合は、申請者は**会員本人の二親等以内の家族**です。
※二親等以内の家族とは、配偶者およびパートナー、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹を指します。
会員本人と別居していても申請は可能です。
※パートナーとは、各自治体のパートナーシップ制度により証明書の発行を受けた方を指します。
※複数の家族から同時に申請があった場合、親等の数字が小さい方ほど優先権が高くなります。
- ▶ 祝金・見舞金の申請と同様に、申請者は代理申請者に申請を委任することができます。

申請方法



「給付金申請書」に申請者が必要事項を記入・押印し、必要書類と会員証(Nカード)を添えてエンジョイライフなかの窓口にご提出ください。

※郵送・FAXでの申請はできません。

※「給付金申請書」は利用ガイドP.44～45の様式をコピーし、記入例をご参照のうえご記入ください。エンジョイライフなかの窓口またはホームページでも交付しています。

※住民票はマイナンバーを記載しないもの(または塗り消したもの)をご用意ください。

※各種必要書類が2ページ以上にわたる場合は、一式をご用意ください。

見舞金

給付の種類	給付金額	給付事由	事由発生日	手続きに必要な書類(コピー可)	注意事項
障害見舞金	身障法1級 20,000円	会員本人の 身体障害 状態	身体障害者 手帳交付日 または障害 等級決定日	①障害の等級が証明できるもの ▶身体障害者手帳または労働災害補償保険法に定める障害等級の決定通知書 ②会員証(Nカード) ③印鑑	支給は、同一人につき1回限りとします。
	身障法2～3級 10,000円				
	身障法4～7級 5,000円				
入院見舞金	10,000円	会員本人の 傷病による 連続10日以上 の入院	退院日	①医療機関の発行した入院期間を証明できるもの ▶退院証明書または領収書など ②会員証(Nカード) ③印鑑	▶退院後にご請求ください。 ▶同一の傷病による再入院の場合は、前回の退院日から入院までに1年以上経過していない場合は支給できません。 ▶同一の傷病による入院中に帰宅・転院があっても、入院期間が連続していれば合算できます。
住宅災害見舞金	20,000円	自然災害による会員本人の家屋等の損害(半焼・半壊以上)	り災日 (災害に遭った日付)	①損害の程度を証明できるもの ▶市区町村または消防署発行のり災証明書 ②損害を被った家屋等が生活の本拠であることを証明できるもの ▶住民票の写しなど ③会員証(Nカード) ④印鑑	所有権の有無にかかわらず、現に会員が生活の本拠として居住している家屋及び家財が損害を被ったときに、損害の程度に応じて支給します。 したがって、店舗・事務所・作業所等の損害については支給できません。

※代理申請者に委任する場合は、利用ガイドP.42～43の記入例をご参照のうえ、申請書に必要事項をご記入ください。

※住民票はマイナンバーを記載しないもの(または塗り消したもの)をご用意ください。

死亡弔慰金

給付の種類	給付金額	給付事由	申請者	事由発生日	手続きに必要な書類(コピー可)	
死亡弔慰金	会員本人 30,000円 10,000円	会員本人の死亡	二親等以内 の家族	死亡日	①死亡を証明できるもの ▶死亡診断書 ▶死亡事項記載の戸籍謄本または住民票の写し ▶死亡検案書 ▶医師が記載した死産証明書など ②死亡者と申請者との続柄を証明できるもの ▶死亡者と申請者の続柄が記載された戸籍謄本 ▶(内縁の配偶者の場合) 続柄の記載がある世帯全員の住民票の写し、または内縁を証明できる書類など ③会員証(Nカード) ④印鑑	
						会員期間 5年以上
						会員期間 6か月以上
	配偶者 10,000円	会員本人の配偶者 (内縁含む)の死亡	会員本人			
	子 5,000円	会員本人の子の 死亡	会員本人			
親 5,000円	会員本人の実 (養・継)父母の 死亡	会員本人				

※代理申請者に委任する場合は、利用ガイドP.42～43の記入例をご参照のうえ、申請書に必要事項をご記入ください。

※住民票はマイナンバーを記載しないもの(または塗り消したもの)をご用意ください。

給付制限およびその他の注意事項

- ▶ 大規模・広域災害発生時には、給付金の支給を制限することがあります。
- ▶ 各種祝金は、ご夫婦ともに会員である場合は、それぞれに支給されます。
- ▶ 振り込みでの支給は特別な理由がある場合のみです。
- ▶ 外国籍の会員の方は手続きに必要な書類が異なりますので、事前にエンジョイライフなかの窓口までお問い合わせください。
- ▶ 給付金の支給は、事由発生日時点での給付規則および給付金額に基づき行われます。
- ▶ 証明書類が2ページ以上にわたる場合は、一式ご用意ください。

給付金の返還

不正行為により給付金を受領したときは、給付金を返還していただきます。

異議申立て

給付の決定内容に異議がある場合は、給付金または給付不承認書を受領した日の翌日から起算して60日以内に異議の申立てができます。

届出事項の変更

以下の給付金申請時には「変更届」などの提出が必要です。

※変更手続きについてはP.10をご参照ください。

■結婚祝金

結婚により同居家族・氏名・住所・電話番号などが変わった場合は、変更届をご提出ください。

■出産祝金

お子様を同居家族として追加登録しますので、変更届をご提出ください。

■入学・二十歳の祝金

入会時に対象者を同居家族として登録していない場合は、変更届をご提出ください。

■死亡弔慰金(会員本人の死亡)

会員本人が事業所の代表者であった場合、「退会届」の提出とともに、代表者名の変更をしてください。なお、会費引落口座の名義変更が必要な場合は、新たに「預金口座振替依頼書」をご提出ください。

